

平成 27 年 (2015 年) 3 月 10 日

長野県建設業団体の長 様

長野県建設部長

経営事項審査の審査項目及び基準の改正に係る留意事項について (通知)

今般、建設業法施行規則の一部を改正する省令 (平成 26 年 10 月 31 日付け国土交通省令第 85 号) 及び建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示 (平成 26 年 10 月 31 日付け国土交通省告示第 1055 号) が制定され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されます。

これに伴い、経営事項審査の審査項目及び基準が改正されますので、経営事項審査の申請、経営規模等評価再審査の申立て等について、会員各位への周知について御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 主な改正内容

(1) 若年の技術職員の育成及び確保の状況の評価

- ① 満 35 歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の 15% 以上の場合
- ② 新たに技術職員名簿に記載された満 35 歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の 1% 以上の場合

(2) 評価対象となる建設機械の範囲拡大

(3) 有資格区分コードの追加

- ① 型枠施工
- ② 建築板金 (ダクト板金作業)

2 経営事項審査申請等の受付期間等について

(1) 旧申請書様式の受付

改正前の経営事項審査申請等 (経営規模等評価申請、経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求) の申請書の受付については、平成 27 年 3 月 31 日 (火) をもって終了します。

なお、補正等への対応のため、できるだけ 3 月 27 日 (金) までに申請いただくようお願いいたします。

(2)新申請書様式の受付

改正後の経営事項審査申請等の申請書の受付は、平成 27 年 4 月 1 日 (水) から行うものとします。

平成 27 年 4 月 1 日 (水) 以降の申請は、新様式で申請いただくようお願いいたします。

3 経営規模等評価再審査申請の受付について

平成 27 年 4 月からの審査基準の改正に伴い、現行基準に基づく経営事項審査の結果通知を有している建設業者は、以下のとおり再審査を申し立てることができます。

(1)再審査申請の対象

再審査申請日において、有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（審査基準日から1年7ヶ月）を持っている者。

(2)再審査申請の受付期間

平成 27 年 4 月 1 日 (水) から同年 7 月 29 日 (水) までの 120 日間とします。

(3)再審査手数料

今回の審査項目及び基準の改正に伴う再審査に係る手数料は、無料とします。

(4)再審査申請の申請書類

再審査に当たっては、次に掲げる書類の提出をもって行うこととします。

ア 経営規模等評価再審査申立書（改正後の新申請書様式）

（建設業法施行規則様式第 25 号の 11（別紙 1、別紙 2、別紙 3 を含む））

イ 現在有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

ウ イを申請した際の経営事項審査申請書の写し一式

エ 新たに追加された項目に係る確認書類

※再審査申立書の記載上の留意事項及び確認書類等については別紙参照。

4 その他留意事項

・再審査は、申請者の意向により受審の有無を選択できます。なお、受審しない場合は、既存の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が有効となります。

・再審査申請は、改正に伴う変更事項のみを対象とし、改正部分以外の審査項目を現行の結果通知と異なる内容にして申請することはできません。

・今回の経営事項審査基準の改正に係る長野県建設工事等入札参加資格への取扱いについては、長野県建設部技術管理室において資格再審査を行うことを現在検討中です。決定次第、県ホームページ等を通じて周知する予定です。

長野県建設部建設政策課	建設業係
(課長) 内堀 幸夫 (担当) 多田 真也	
電話	026-235-7293
ファクス	026-235-7482
電子メール	kensetsu@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

経営事項審査の再審査申立の留意事項等について

1 再審査申立書記載の留意事項

申請書は通常の経営事項審査申請書と同様に、全ての項目を記載してください。
通常の申請書と異なる点は以下のとおりです。

(1) 申請書 1 枚目

- ・表題部

経営規模等評価申請書 <u>経営規模等評価再審査申立書</u> 総合評定値請求書
--

※「経営規模等評価再審査申立書」の文言を○（丸印）で囲み、その他の文言を二重線で消してください。

- ・項番 05 申請等の区分：「4」を記入してください。
- ・項番 08 から 14：商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地等が変更となっている場合には新しい内容で記載してください。
(当該変更に係る変更届の写しを提示願います。)

(2) 申請書 2 枚目

- ・再審査を求める事項等

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。	
審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成〇〇年〇〇月〇〇日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
平成 27 年 4 月 1 日施行の改正に係る事項	制度改正のため

- ※ 1 「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記載してください。
- ※ 2 「再審査を求める事項」の欄には、「平成 27 年 4 月 1 日施行の改正に係る事項」と記載し、「再審査を求める理由」の欄には、「制度改正のため」と記載してください。

2 再審査申立の確認書類等について

(1) 若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況に係る確認書類

- ① 若年技術職員に係る「標準報酬決定通知書」もしくは「健康保険被保険者証」又は「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」

※若年技術職員とは、技術職員のうち審査基準日において満 35 歳未満の者をいいます。
 なお、満年齢は、法律により、誕生日の前日に 1 歳上がるので注意してください。

(2) 建設機械の保有状況に係る確認書類

- ① 建設機械の保有状況一覧表
- ② 建設機械の売買契約書等又はリース契約書
- ③ 建設機械のカタログ
- ④ 上記①～③の書類に加え、以下の個別の書類
 - ・「移動式クレーン」は労働安全衛生法・クレーン等安全規則に規定される製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証。
 - ・「大型ダンプ車」は自動車検査証。備考欄に「建」の表示が必要。「営、販、石、砕、砂、他」の表示の場合は評価対象とならない。
 - ・「モーターグレーダー」は特定自主検査記録表。

※上記②～④は、新たに評価対象に追加する建設機械のみ添付してください。新たに評価対象となった機種のみ再審査の対象となります。

○新たに評価対象となった機種は以下のとおりです。

機種	評価対象となる規格等
移動式クレーン	つり上げ荷重 3 トン以上のもの
大型ダンプ車	車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上のもので、事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの
モーターグレーダー	自重が 5 トン以上のもの

(3) 有資格区分コードの追加に係る確認書類

- ① 職業能力開発促進法に基づく試験等の合格証（実務経験が必要な場合は、実務経験証明書も必要）

※再審査で新たに名簿に記載する場合、審査基準日以前に 6 カ月を超える恒常的雇用が確認できる書類を追加でご用意ください。

○新たに追加された資格コード等は以下のとおりです。

コード	資格区分	実務経験	該当業種
164	型枠施工（1 級）		大工、とび・土工
264	型枠施工（2 級）	3 年	大工、とび・土工
170	建築板金「ダクト板金作業」（1 級）		管、屋根、板金
270	建築板金「ダクト板金作業」（2 級）	3 年	管、屋根、板金

※下線が新たに追加。

※再審査の申立てができるのは、今回新たに追加になった項目に係る評価のみ。